

令和3年9月29日

関係各位

香川県商工労働部産業政策課

感染拡大防止集中対策期における対策（10月1日以降）について

本県においては、8月20日から9月30日までの間、まん延防止等重点措置区域となっていました。9月28日、国の基本的対処方針分科会での意見を踏まえ、政府対策本部会議において、9月30日をもって重点措置が解除されることとなりました。

また、本県の感染状況について、新規感染者数は一桁台が続き、9月26日には70日ぶりにゼロとなるなど低水準で推移しており、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率についても、国のステージⅢの目安である20%を下回り、医療提供体制が改善しつつあります。

こうした現在の感染状況などを踏まえ、飲食店や集客施設等の営業時間短縮の協力要請等については、9月30日をもって終了することといたします。

しかしながら、現在、首都圏をはじめ全国的に感染状況は落ち着いてきてはいるものの、変異株による感染急拡大のリスクがなくなったわけではないことから、本県の対策期については、「感染拡大防止集中対策期」を10月8日まで延長することとしましたので、飲食店の皆さまにおかれましては、引き続き、1グループ4人以内又は同居家族のみの利用を呼び掛けるなど、感染リスクを引き下げる適切な対策をお願いいたします。

また、集客施設等の事業者の皆さまには、施設の入場者の整理・誘導、人数管理・人数制限などの「入場者の整理等」を行うことなどについて、引き続きご協力をお願いいたします。

さらに、感染防止対策の徹底と感染拡大地域を含めた県外からの集客抑制を図るため、栗林公園やさぬきこどもの国など、特に県内外から多くの集客が見込まれる県有施設6施設について、10月2日（土）、3日（日）を休館・休園することとしております。

つきましては、貴社（団体）におかれまして、「感染拡大防止集中対策期における対策（10月1日以降）」（資料1）を、職員の皆さま及び関係先へ御周知いただきますとともに、対策の徹底に御協力いただきますようお願いいたします。

○お問い合わせ先
香川県商工労働部産業政策課
担当 景政・佐藤
TEL 087-832-3350